

(仮称)彦根市新市民体育センター新築基本設計および実施設計委託業務  
候補者選定公募型プロポーザル実施要項

## 1 目的

彦根市民体育センターは、昭和 56 年(1981 年)「びわこ国体」開催の決定をきっかけに、昭和 55 年(1980 年)7 月に整備され、35 年以上の間、市民に利用されてきた。この度、平成 36 年(2024 年)第 79 回国民体育大会が、彦根市を主会場として開催されることから、同主会場整備敷地内にある彦根市民体育センターを移設する必要が生じたため、新たに(仮称)彦根市新市民体育センターを移転新築するものである。

今回の(仮称)彦根市新市民体育センターは、各種体育施設の機能を増強するとともに、駅前立地を活かした地域のにぎわいを創出する「まちなか交流の拠点」となることを目指し、現在建設地にある「ひこね燦ばれす」を複合化した施設とするなど、新しい体育施設の在り方を模索するものであり、業務に最も適した設計委託業務候補者を選定することを目的とする。

## 2 事業概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 建築場所 | 彦根市小泉町字福満 640 番外                               |
| (2) 敷地面積 | 約 35,000m <sup>2</sup>                         |
| (3) 用途   | 総合体育館・地域交流センター                                 |
| (4) 延床面積 | 約 11,500m <sup>2</sup>                         |
| (5) 構成   | 別紙「(仮称)彦根市新市民体育センター新築基本設計および実施設計委託業務特記仕様書」のとおり |

## 3 業務内容

- ・「彦根市新市民体育センター整備基本計画」に基づく(仮称)彦根市新市民体育センターの新築設計(基本設計と実施設計)
- ・敷地の利用計画および排水設計その他建築に付随する関連施設・設備の設計
- ・「(仮称)彦根市新市民体育センター新築基本設計および実施設計委託業務特記仕様書」のとおり

## 4 委託期間

### (1) 基本設計

契約締結日の翌日から平成 29 年 9 月 29 日(金)まで  
(平成 30 年度予算要求のため、平成 29 年 11 月までに概算工事費の提出を要する。)

### (2) 実施設計

平成 29 年 10 月 2 日(月)から平成 30 年 9 月 28 日(金)まで  
(建築確認済証の取得も上記委託期間内に行うこと。)

## 5 契約上限額

110,000,000 円(消費税および地方消費税を含む)

## 6 参加資格等

本委託業務への提案を希望する事業者は、以下の全ての条件を満たしていること。

- (1) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 建築士法第 2 条に規定する一級建築士の資格を有する者を 5 人以上有すること。
- (3) 参加申込書の提出日から委託候補者の決定までの間、本市から入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 平成 18 年以降に日本国内で竣工し、または実施設計を完了した総合体育館の新築・改築工事の設計受注実績(基本設計および実施設計)があること(延べ床面積 5,000m<sup>2</sup>以上)。
- (5) 提案書類の提出期間において、経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等)でないこと。
- (6) 最近 1 年間の国税および地方税を滞納していないこと。
- (7) 事業者またはその代表者が、次に掲げる項目に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産手続開始決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号(第 32 条第 1 項各号))に掲げる者
  - エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項(同令第 167 条の 11 第 1 項の規定において準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある事業者
  - カ 暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している事業者
  - キ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者
  - ク 政治団体(政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体)または宗教団体(宗教法人法第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)の構成員
- (8) 上記(1)～(7)の参加資格を満たす参加者は、本業務に関する専門分野(統括責任者および意匠担当主任技術者を除く。)について、協力者(協力事務所)を加えることができる。ただし、協力者(協力事務所)となった者およびその者の所属する事務所は、(1)～(7)の資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有しない。

## 7 審査体制

### (1) 審査体制

ア (仮称)彦根市新市民体育センター新築基本設計および実施設計委託業務候補者選定公募型プロポーザル審査会設置要項に基づき、「(仮称)彦根市新市民体育センター新築基本設計および実施設計委託業務候補者選定公募型プロポーザル審査会 (以下「審査会」という。)」を設置する。

本委託業務の候補者選定に係る審査は、審査会が行う。

イ 審査会の審査員は、次に掲げる者をもって充てる。なお、委員は、直接間接を問わず、本プロポーザルに参加してはならず、参加したことが判明したときは、委員が参加した提案を選考対象外とする。

- (ア) 宗田 好史 (京都府立大学 副学長)
- (イ) 陶器 浩一 (滋賀県立大学 教授)
- (ウ) 鳥羽 賢二 (びわこ成蹊スポーツ大学 副学長)
- (エ) 内部委員 5名

### (2) 審査方式

本プロポーザル業務は、2段階審査方式で行う。

ア 第一次審査は、提案者から提出された参加申込書等の書類審査を行い、第二次審査に参加できる者を選定する。

イ 第二次審査は、提出された技術提案書を基にプレゼンテーションおよび審査員によるヒアリングを実施し、審査会が別に定める「(仮称)彦根市新市民体育センター新築基本設計および実施設計委託業務候補者審査基準」により最優秀得点者を委託候補者として選定する。

なお、第一次審査通過者が多数の場合、提出された技術提案書の書類審査を行い、8者程度を選定し、プレゼンテーションおよび審査員によるヒアリングを実施するものとする。

## 8 提出書類(第一次審査および第二次審査)

### (1) 参加申請書等の提出先

ア 提出期限

平成28年11月18日(金) 17時15分(必着)

イ 提出先

〒522-0001 彦根市尾末町1番38号 彦根市教育委員会事務局教育部保健体育課

ウ 提出方法

郵送または持参(郵送の場合は書留とし、期限までに到着すること。)

### (2) 提出書類(第一次審査用)

ア 公募型プロポーザル参加申請書(様式第2号)

イ 本要項6(1)、(2)、(4)を証する書類(写しで可)

ウ 会社概要書(様式第3号)

(ア) 会社の基本的な事項を記載すること。

(イ) 業務内容は、会社の主な業務内容を記載すること。

(ウ) 組織図による本委託業務の業務体制を記載すること。

エ 業務実績書(様式第4号)

平成18年度以降の実績(本要項6(4)と同じものを記載すること。)

オ 業務実施体制(様式第5号)

本業務の実施体制について記載すること。

カ 技術者の実績(様式第6号)

本業務に配置予定の技術者の実績等を記載すること。なお、業務に対する履行実績を証する書類(契約書等)を添付すること。

(3) 技術提案書の提出先

ア 提出期限

平成29年1月10日(火)17時15分(必着)

イ 提出先

〒522-0001 彦根市尾末町1番38号 彦根市教育委員会事務局教育部保健体育課

(4) 提出書類(第二次審査用)

ア 技術提案書(様式第7号)

(ア) 本委託業務の目的に沿った実施方針、取組体制、工程および(仮称)彦根市新市民体育センターの施設整備における業務の進め方で特に重視することを記載すること。

(イ) 「彦根市新市民体育センター整備基本計画」および別紙「(仮称)彦根市新市民体育センター新築設計事業基本方針」を踏まえて、提案書を提出すること。

(ウ) 本提案書には、提案者が特定または推定されるような企業名、個人名、ロゴマーク等を使用しないこと。

(エ) (2)および(4)の提出書類は各13部クリップ留めにて提出すること。

イ 設計に係る見積書(任意様式)

## 9 質問および回答

(1) 業務内容等に関する質問について

ア 提出期限 平成28年11月9日(水)17時15分

イ 提出方法 電子メールによる

彦根市教育委員会事務局教育部保健体育課のメールアドレス hotai@mx.hikone.ed.jp

ウ 提出様式 質問票(様式1)

(2) 質問に対する回答について

ア 回答期限 平成28年11月15日(火)

イ 回答方法 彦根市ホームページに掲載する。

(3) 回答について

回答に対する再質問は受け付けない。なお、質問内容については公表するが、質問者名は非公表とする。

(4) 注意事項

上記の質問提出期限は、第一次審査および第二次審査に係る提出書類等の質問提出期間であるので、注意すること。

## 1 0 審査結果の通知

### (1) 審査結果の通知日程について

ア 第一次審査結果の通知 平成 28 年 11 月 30 日(水)頃

イ 第二次審査結果の通知 平成 29 年 2 月 10 日(金)頃

### (2) 審査結果の通知方法

結果については、電子メールにて送付後、書面を郵送する。

なお、結果に関する問い合わせや異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。

## 1 1 選定スケジュール

- ・実施要項の公告(市ホームページ掲載) 平成 28 年 10 月 31 日(月)
- ・質問書受付締切(第一次分、第二次分) 平成 28 年 11 月 9 日(水)17 時 15 分
- ・質問に対する回答 平成 28 年 11 月 15 日(火)
- ・参加申請書受付締切 平成 28 年 11 月 18 日(金)17 時 15 分
- ・第一次審査(書類審査) 平成 28 年 11 月 25 日(金)
- ・第一次審査の結果通知 平成 28 年 11 月 30 日(水)頃
- ・技術提案書(第二次審査)提出期限 平成 29 年 1 月 10 日(火)17 時 15 分
- ・第二次審査(ヒアリング) 平成 29 年 2 月 3 日(金)頃
- ・第二次審査結果通知 平成 29 年 2 月 10 日(金)頃

## 1 2 契約および支払条件について

### (1) 契約の考え方

契約は、「彦根市契約規則」に基づき、委託候補者と本委託業務の仕様書を確認した後、今後、作成する契約書により契約をする。

### (2) 契約における留意事項

ア 委託候補者は、契約後、速やかに業務計画書を作成し、提出すること。

イ 契約は、本市と委託候補者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。

ウ 委託候補者は、本市に提出した提案内容等を契約の過程で変更するなどの行為を行ってはならない。この場合には、本市は委託候補者との契約を行わず、当該次点提案者を委託候補者として繰り上げる。ただし、当該変更等が事業者選定後に生じたやむを得ない事情によるものであり、本市が妥当と認める場合は、変更の可否を協議する場合がある。

エ 契約交渉過程で生じる費用(印紙代等)については、全て委託候補者の負担とする。

オ 事業者選定後、契約締結までの間に、委託候補者が「6 参加資格等」を満たさない事態が生じた場合、提案資料等に虚偽の記載または内容に重大な誤りがあった場合は、契約を締結しない。この場合には、本市は委託候補者との契約を行わず、当該次点提案者を委託候補者として繰り上げる。なお、虚偽の記載をした事業者に対しては、本市として不利益処分を行う場合がある。

(3) 再委託の禁止

委託候補者は、本事業を再委託してはならない。

(4) 契約の中途解約

ア 契約期間中であっても、委託候補者に「6 参加資格等」を満たさない事態が生じた場合や、委託候補者の責により事業の続行ができない場合には契約を解除する。この場合には、委託経費の支払いは行わない。

イ 自然災害等で、委託候補者の責によらない理由や本市の事情により事業を継続して行えなくなったときは、その契約を中途解約する場合がある。その際の委託経費については委託予定額を限度とし、業務の遂行状況等を勘案して両者で協議の上、決定する。ただし、協議による決定ができない場合等は、事業を中止した日をもって日割り計算により支払経費を支給する。

(5) 支払条件は、「彦根市契約規則」に基づく。ただし、平成 28 年度中の支払いはしない。

### 1 3 著作権等の取扱い

(1) 著作権等

提出書類に係る著作権および意匠（以下「著作権等」という。）は、第三者に帰属されるものを除き、提出者に帰属する。ただし、契約締結者に係る提出図書に係る著作権等は本市に帰属するものとする。

### 1 4 その他

(1) 本プロポーザルは、関係者との意見調整を適切に行いながら、魅力ある（仮称）彦根市新市民体育センターを具現化できる能力をもつ設計者を選定するためのものであり、具体的な設計書（平面図、立面図等）の作成や提出を求めるものではない。

(2) 設計作業は、技術提案書およびヒアリングで提示された取組方法や考え方を基に作業を進め、別途開催する「（仮称）彦根市新市民体育センター建築設計検討委員会」等に参加し、同委員会等からの意見・要望を設計内容に反映できるよう、発注者、関係機関と協議の上、実施するものとする。

(3) 応募に要した費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出期限を経過してからの提出書類の差し替え、再提出は認めない。

(5) 提出書類は返却しない。

(6) 本業務の実施に当たって参加申込等に記載した配置技術者は、特別の事情のない限り、委託契約中は変更できない。

(7) 参加申込書等および技術提案書に虚偽の記載をした者は失格とする。

(8) 参加申込書等および技術提案書は 1 者につき 1 提案とする。

(9) 提出書類の用紙サイズは、A4 判縦置き横書きおよび A3 判横置き横書きとし、文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。